

平成 29(2017)年度
「協同労働」モデル事業
『「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金』
応募の手引

広島市は、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者が、地域課題の解決のために「協同労働」という働き方で取り組むこと推進するためのモデル事業を実施しています。その一環として、「協同労働」の仕組みを活用した事業の立ち上げに必要な経費に対し、補助金を交付します。

《 募 集 期 間 》

平成 29(2017)年 11 月 13 日（月）～平成 29(2017)年 12 月 12 日（火）

（期間最終日の受付は 17 時 15 分までとします。）

《 申請受付・問合せ先 》

「協同労働」プラットフォーム（らぼーろ ひろしま）

〒730-0802 広島市中区本川町 2 丁目 6-11 第 7 ウエノヤビル 3 階 7 号室

電話：082-554-4400 ファックス：082-554-4401

Eメール：platform-hiroshima@roukyou.gr.jp

《 市 担 当 課 》

広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34

電話：082-504-2244 ファックス：082-504-2259

Eメール：koyou@city.hiroshima.lg.jp

目 次

	ページ
1 趣旨	… 1
2 「協同労働」とは	… 1
3 「協同労働」モデル事業とは	… 1
(1) 「協同労働」プラットフォーム事業	… 1
(2) 「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業	… 1
4 募集期間	… 2
5 補助要件	… 2
(1) 団体が個別プロジェクトのみを行う場合	… 2
ア 補助対象となる団体	… 2
イ 補助対象となる事業	… 2
ウ 留意事項	… 2
(2) 団体が個別プロジェクト以外の事業も行う場合	… 3
ア 補助対象となる団体	… 3
イ 補助対象となる事業	… 3
ウ 留意事項	… 4
(3) 「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業の定義	… 4
6 補助対象経費	… 5
7 補助率・補助上限額	… 6
8 補助金の交付等	… 6
(1) 補助事業の申請	… 6
(2) 決定方法	… 6
ア 申請書類の要件審査	… 6
イ 「協同労働」個別プロジェクト事業可能性検討会議での審査	… 6
ウ 補助事業・補助金額の決定	… 6
(3) 補助金の交付	… 7
ア 補助金の交付申請	… 7
イ 事業計画、予算の変更	… 7
ウ 実績報告	… 7
9 その他の留意事項	… 7
(1) 活動内容の広報等への協力について	… 7
(2) 補助対象事業の記載について	… 7
(3) 帳簿等の整備について	… 8
(4) 中間調査等の実施について	… 8
(5) 虚偽の申請等があった場合について	… 8
(6) 情報公開等について	… 8
(7) 補助金交付終了後の実績報告書の提出について	… 8
別紙1 暴力団関係者について	… 9
別紙2 評価の視点について	… 10
(様式) 補助事業申請書ほか	… 11

1 趣旨

超高齢化が進む中、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者は、地域の大切な支え手であり、居場所と出番を創出することが地域の活力維持の課題となっています。一方、少子化、核家族化に伴い、従来、地域が有していた相互扶助や福祉、防犯などの機能は大きく低下しており、そうした機能を支える人材も不足しています。

こうした課題を解決するため、広島市では、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者が、地域課題の解決に「協同労働」という働き方で取り組むためのモデル事業を実施しています。

2 「協同労働」とは

地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的手法によって解決しようとする働き方のひとつです。構成員全員が「出資者」「経営者」「労働者」となり、出資を通じて働く人も責任を分かち合うことから、働く人の主体性・成長が生まれるとされ、近年、世界中の多くの地域で取り組まれています。

3 「協同労働」モデル事業とは

「協同労働」モデル事業は、『「協同労働」プラットフォーム事業』、『「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業』の2つで構成されています。

(1) 「協同労働」プラットフォーム事業

「協同労働」プラットフォーム事業は、本市が委託した事業者（特定非営利活動法人ワーカーズコープ）が、拠点となる事務所を設置し、シンポジウムや勉強会の開催、人材の育成、事業化に向けた支援、補助申請の受付などを行っています。

(2) 「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業

「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業は、地域課題の解決に取り組むため、「協同労働」の仕組みを活用する個別プロジェクトの立ち上げに必要な経費に対し、本市から補助金を交付します。



本手引は、この補助金へ応募するためのものです。

4 募集期間

平成 29(2017)年 11 月 13 日（月）から平成 29(2017)年 12 月 12 日（火）まで
（期間最終日の受付は、17 時 15 分までとします。）

5 補助要件

申請しようとする団体が「本事業による補助対象となる事業（以下「個別プロジェクト」という。）のみを行う場合」と「個別プロジェクト以外の事業も行う場合」で要件が異なりますのでご注意ください。

(1) 団体が個別プロジェクトのみを行う場合

ア 補助対象となる団体

以下の要件を全て満たす団体とします。

- ① 団体の構成員が 4 名以上で、うち半数以上が 60 歳以上（平成 29(2017)年 4 月 1 日時点）であること
- ② 広島市を拠点に活動していること
- ③ 「協同労働」の仕組みを活用していること（詳細は、4 ページ『(3) 「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業の定義』をご覧ください。)

イ 補助対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業とします。

- ① サービス等の対価として一定の収入が得られる事業であること
- ② 地域課題の解決につながる事業であること
- ③ 平成 30(2018)年度から 3 年以上継続して行われる予定で、平成 32(2020)年度の事業計画までには、単年度の経常収支が黒字化できる見込みのある事業であること
- ④ 広島市を中心に活動する事業であること
- ⑤ 「協同労働」の仕組みを活用した事業であること（詳細は、4 ページ『(3) 「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業の定義』をご覧ください。)
- ⑥ 活動中の事故等に備えた保険に加入していること（収支予算に、保険料支出を盛り込んでください。)

ウ 留意事項

- ① 法人格の有無、法人の形態は問いません
- ② 9 ページ**別紙 1**に定める者（暴力団関係者）が団体の構成員に含まれる場合は、補助対象団体にはなりません。
- ③ 「協同労働」プラットフォームによる支援の有無は、本補助事業の要件としま

せん。

- ④ 複数団体の共同体で、又は他団体と連携して実施する事業も対象としますが、この場合、事業主体を明確にし、責任を持って事業を実施してください。
- ⑤ 以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - (ア) 国・県・広島市または国・県・広島市が資本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施するもの（これらの補助金等を受けるのが平成 30(2018)年度以降である場合は、対象外にはなりません。）
 - (イ) 地域の課題と無関係で、専ら営利を目的とし、または特定の政党、宗教等を利するもの
 - (ウ) 事業の主要な部分を外部に委託するもの
 - (エ) その他市長が適当でないとするもの（親睦やレクリエーション、備品整備を主目的としたものなど）

(2) 団体が個別プロジェクト以外の事業も行う場合

ア 補助対象となる団体

以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 個別プロジェクトの構成員が 4 名以上で、うち半数以上が 60 歳以上（平成 29(2017)年 4 月 1 日時点）であること
- ② 広島市を拠点に活動していること
- ③ 個別プロジェクトについては、「協同労働」の仕組みを活用していること（詳細は、4 ページ『(3) 「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業の定義』をご覧ください。)

イ 補助対象となる事業

個別プロジェクトが、以下の要件を全て満たすものとします。（団体の他の事業は、以下の条件を満たす必要はありません。）

- ① 個別プロジェクトは、サービス等の対価として一定の収入が得られるものであること
- ② 個別プロジェクトは、地域課題の解決につながるものであること
- ③ 個別プロジェクトについて、平成 30(2018)年度から 3 年以上継続して行われる予定で、平成 32(2020)年度の事業計画までには、単年度の経常収支が黒字化できる見込みのあるものであること
- ④ 広島市を中心に活動するものであること
- ⑤ 個別プロジェクトについては、「協同労働」の仕組みを活用したものであること（詳細は、4 ページ『(3) 「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業の定義』をご覧ください。)
- ⑥ 活動中の事故等に備えた保険に加入していること（収支予算に、保険料支出を盛り込んでください。)

ウ 留意事項

- ① 法人格の有無、法人の形態は問いません
- ② 9 ページ**別紙1**に定める者（暴力団関係者）が団体の構成員に含まれる場合は、補助対象団体にはなりません。
- ③ 「協同労働」プラットフォームによる支援の有無は、本補助事業の要件としません。
- ④ 複数団体の共同体で、又は他団体と連携して実施する事業も対象としますが、この場合、事業主体を明確にし、責任を持って事業を実施してください。
- ⑤ 個別プロジェクトとその他の事業との経理を明確に区分してください。
- ⑥ 補助対象年度において、団体内でその他の事業から個別プロジェクトへ資源の移動を行うことは差し支えありませんが、個別プロジェクトからその他の事業へ資源の移動を行おうとする場合は、あらかじめ市長に協議し、承認を得てください。
- ⑦ 個別プロジェクトの実施方針は、団体全体の経営方針との整合性にも配慮しつつ、構成員が、お互いに対等な立場で議論を交わして決定してください。
- ⑧ 以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - (ア) 国・県・広島市または国・県・広島市が資本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施するもの（これらの補助金等を受けるのが平成 30(2018)年度以降である場合は、対象外にはなりません。）
 - (イ) 地域の課題とは無関係で、専ら営利を目的とし、または特定の政党、宗教等を利するもの
 - (ウ) 事業の主要な部分を外部に委託するもの
 - (エ) その他市長が適当でないと認めるもの（親睦やレクリエーション、備品整備を主目的としたものなど）

(3) 「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業の定義

本事業における『「協同労働」の仕組みを活用した団体・事業』とは、以下の条件を満たすものとします。

- ア 団体（団体が個別プロジェクト以外の事業も行う場合は、個別プロジェクト）に対し、構成員が出資し、労働力を提供するものであること
- イ 団体（団体が個別プロジェクト以外の事業も行う場合は、個別プロジェクト）の経営に関する事項の決定については、構成員が対等な立場（一人一票の原則）で行うものであること

6 補助対象経費

補助金交付決定通知の日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までに経費の支出及び、その目的である物品の納入や役務の提供等が完了した、以下の事業立ち上げ経費が対象となります。(住民サービス等の開始は、同年 4 月 1 日以降になっても構いません。)

区 分	内 容
(1)事務所開設費	個別プロジェクトの実施に必要な事務所、倉庫等の賃借料 ※ 契約終了時に契約当事者に返金される敷金等は対象外とする。 ※ 土地・建物等の購入費は対象外とする。ただし、賃借（無償貸与された場合を含む。）した事務所、倉庫等のリフォーム費は対象とする。
(2)物品購入費	個別プロジェクトの実施に必要な物品（調理機器、福祉機器など）、事務所の開設に必要な物品（応接セット、キャビネットなど）の購入費（リース料を含む。） ※ 1 点当たり 50 万円以上の物品は、50 万円を補助対象限度額とします。(例えば、1 点 80 万円の物品であっても、補助対象限度額は 50 万円となり、補助金額は 25 万円（補助率 1/2）となります。) ※ 補助金を活用して取得した単価 50 万円以上の物品を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める期間内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。また、除却、廃棄しようとするときも同様です。 ※ 中古品を購入しようとする場合は、「協同労働」プラットフォームにご相談ください。
(3)広報宣伝費	広告作成費、ホームページ作成費等、個別プロジェクトの広報に必要な経費
(4)人件費	① 職員の賃金（個別プロジェクトの立ち上げや立ち上げ直後に必要となる臨時的業務に従事する臨時職員の賃金を含む。）、通勤交通費及び保険料 ② 経営コンサルタント等への謝礼金、交通費 ※ 役員への報酬や利益配当は対象外とします。 ※ 個別プロジェクト以外の事業を兼務する構成員がいる場合、他事業分の人件費については、補助対象外になりますので、従事時間に応じて人件費を按分するなどして申請してください。
(5)その他	上記(1)～(4)の外、市長が個別プロジェクトの執行に必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税は対象外とします。

※ 原則として、飲食費は対象外とします。(食堂、カフェ等の事業における食材の仕入れに係る経費など、事業執行に必要不可欠な場合は補助の対象とします。)

※ ポイント等を利用して物品等を購入した場合、ポイント利用分は対象外とします。

※ それぞれの経費について、単価、数量ともに必要最低限とする、仕様を華美なものにしないなど、社会通念上適当とされる金額を超えないようにしてください。(積算額に疑義がある場合、その根拠資料の提出を求められます。)

7 補助率・補助上限額

補助対象経費の1/2を補助します。ただし、補助上限額は1件100万円です。

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとします。

8 補助金の交付等

(1) 補助事業の申請

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要書類を、「協同労働」プラットフォーム（らぼーろ ひろしま）へ提出してください。

（広島市役所では受け付けておりませんので、ご注意ください。）

「協同労働」プラットフォーム（らぼーろ ひろしま）

〒730-0802 広島市中区本川町2丁目6-11

第7ウエノヤビル3階7号室

電話：082-554-4400 ファックス：082-554-4401

Eメール：platform-hiroshima@roukyou.gr.jp

(2) 決定方法

ア 申請書類の要件審査

申請のあった事業について、「協同労働」プラットフォーム及び広島市経済観光局雇用推進課において、本手引等に則したものであるかどうか審査します。この段階で不採択となった団体には、不採択の通知を行います。

なお、「広島市暴力団排除条例」に基づき、申請された内容について、関係する官公庁へ照会する場合があります。

イ 「協同労働」個別プロジェクト事業可能性検討会議での審査

上記アの要件審査を経て、本市が開催する「協同労働」個別プロジェクト事業可能性検討会議（以下「検討会議」という。）において、各団体から提案された事業について、公益性、実行性、継続性、波及性、費用対効果（詳細は、10 ページ**別紙2**を参照）などの観点から審査します。審査に当たっては、事業内容の詳細を把握するため、団体の担当者に検討会議に出席していただき、提案内容を説明していただくことがあります。この場合、検討会議の日程等を別途お知らせします。

ウ 補助事業・補助金額の決定

検討会議での審査結果を踏まえ、本市において補助事業及び補助金額を決定し、事業の採択、不採択を通知します。また、補助事業が採択された団体については、

市ホームページ等に、団体名、事業内容等を掲載します。

補助金額は、本市の予算額の範囲内で決定されるため、採択された場合でも、申請額を下回ることがあります。

また、採択に当たって、事業内容の一部変更を条件にする場合、補助金額が申請額を下回ることがあります。

(3) 補助金の交付

ア 補助金の交付申請

事業採択の通知を受け取った団体は、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は、事業開始当初に概算額を支払うこととし、必要な書類が提出された後、補助金決定通知書を送付し、概ね 30 日以内に指定の口座に振り込みます。

イ 事業計画、予算の変更

補助金決定通知書を受け取った後、申請した内容に変更が生じる場合は、すみやかに「協同労働」プラットフォーム又は市雇用推進課にご相談ください。内容によっては、事業計画変更申請書等の提出が必要な場合があります。

ウ 実績報告

平成 30(2018)年 4 月 30 日までに、補助事業実績報告書等所定の書類を提出し、実績報告を行ってください。

書類チェックの結果、活動内容、支出経費等が適切であると認めた時は、補助金交付確定通知書により通知し、その際に補助金に余剰金が生じる場合は、本市の指示に従いこれを返納していただきます。

9 その他の留意事項

(1) 活動内容の広報等への協力について

団体が本補助金を活用して実施する個別プロジェクトを市ホームページや広報紙等で紹介する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。また、団体においても、ホームページ等を通じて積極的にPRしていただきますようご協力をお願いします。

(2) 補助対象事業の記載について

補助金を活用して、ポスター、リーフレットなどの印刷物を作成する場合は、『「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金交付事業』であることを明記して

ください。

(3) 帳簿等の整備について

補助金の交付を受けた団体は、領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください。また、領収証書及び帳簿については、事業年度終了後、5年間保存してください。

(4) 中間調査等の実施について

活動の中途や実績報告の提出後に、市長が必要と認める場合には、指定する書類の提出を求めたり、活動現場、団体の事務所等で調査を実施する場合があります。

(5) 虚偽の申請等があった場合について

虚偽の申請があった場合、団体の都合により活動の実施が困難になった場合などには、団体に対し補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。

(6) 情報公開等について

提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却しませんので、問い合わせ等に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

(7) 補助金交付終了後の実績報告書の提出について

補助金を受けた翌事業年度から3年間、本市に各事業年度の実績報告書を提出していただきます。

当報告書は、各事業年度終了後40日以内に提出してください。

本報告書は、補助金の返還を求めるためではなく、本モデル事業の成果等を検証するために提出いただくものです。

暴力団関係者について

補助の対象となることができない団体とは、次の1から3のいずれかに該当する者が、当該団体の構成員に含まれている場合です。

区 分	内 容
1 暴力団員	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
2 県公安委員会公表者	暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。
3 暴力団密接関係者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者</p> <p>イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）</p> <p>ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）</p> <p>エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）</p> <p>オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）</p>

評価の視点について

項目		評価のポイント
公益性		活動内容は、専ら営利を目的とするものではなく、地域の課題を解決するものになっているか。
実行性	実施手法	活動を実施する手法が明確か。また、工夫されたものとなっているか。
	住民等の理解と協力等	地域住民等の理解と協力を得られる活動内容となっているか。また、地権者の同意や公共団体の許可等活動の実現に必要な手続をクリアできる見込みはあるか。
	計画の熟度	事業計画が、具体的なスケジュールに基づき設計されるとともに、収支予算書における収入や支出の内容が精査されているなど、完成度の高いものになっているか。
	団体の実行能力	申請団体は、活動に必要な人員・人材や財源の確保などの観点から、実行能力があると判断できるか。
継続性		補助期間が終了した後も継続的な活動として期待できるものであるか。また、自立した活動として発展することが期待できるか。
波及性		他の地区への波及効果が期待できるか。また、新たな住民活動の契機となり得るものか。
費用対効果		活動経費に見合う事業効果が期待できるものになっているか。